

平成 21 年度
第 2 回里地里山保全・活用検討会議
討議資料

里地里山保全活用行動計画（仮称） 骨子（案）

平成 22 年 2 月 1 日
環境省自然環境局自然環境計画課

骨格	項目	内容	備考	
1. 背景	(1) 里地里山の定義と特性	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山は、奥山自然地域と都市域との中間に位置し、集落を取り巻く二次林、農地、ため池、二次草原などで構成。 ・人間の働きかけを通じて形成され、動的・モザイク的な土地利用、循環型資源利用が行われてきた結果、特有の生物相・生態系が成立。多様な生態系サービスを楽しみつつ自然と共生する生活文化が形成。 	第3次生物多様性国家戦略での表現を基本にした 【説明図】 「保全活用行動計画の骨子」	
	(2) 里地里山の現状と課題	1) 里地里山の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国土の約4割を占めるが、森林・草地は手入れや利用がされなくなり、耕作放棄地も増加。 ・荒廃により、生物多様性の低下、野生鳥獣との軋轢、ゴミ投棄、景観・国土保全機能の低下などの問題が各地で発生。 	【説明図】 「保全活用行動計画の骨子」
		2) 里地里山保全活用の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業での利用価値の低下や農山村の過疎高齢化に伴い、従来の担い手だけで里地里山の保全活用は困難。 ・一方で、住民・市民団体、企業など新たな価値観に基づき保全活用に関わる担い手が登場。 ・里地里山の保全活用は国民共通の課題となっている。 	
	(3) 里地里山の意義	1) 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業の営みを通じて里地里山には多様な環境が形成、これらの環境に特有の生物に生息場所を提供。 ・里地里山の動植物には、氷河期の遺存種や固有種も多く含まれ、我が国生物多様性の貯蔵庫として重要。 	【説明図】 「保全活用行動計画の骨子」
		2) 生物多様性と調和した農林業活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな農山村環境が残されている里地里山は、安全安心な食料の供給、環境保全型農業、健全で多様な森林整備の場として、独自の役割が期待。 	
		3) 景観や伝統的生活文化の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの原風景としての里地里山景観やその生活文化は、エコツーリズム・グリーンツーリズムの対象として注目が高まっており、地域活性化の新たな資源となっている。 	
		4) 環境教育・自然体験の場	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地周辺に位置する里地里山は、子供たちの環境教育や体験活動の場として重要。 ・また、中高年層の社会活動のフィールドとしても関心が高まっている。 	
		5) 気候変動対策における活用	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な森林経営が促進されることにより、里地里山の森林はCO2吸収源としての役割も期待。 ・また、里地里山の草木質資源は、バイオマス利用技術の発展に伴い新たな資源としての活用が期待。 	
	2. 里地里山保全活用行動計画の目的と位置付け	1) 行動計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山に関わるさまざまな主体に対し、里地里山の意義、保全活用の理念・目標、取組の基本方針を提示し、また、国による保全活用施策を示すことにより、 ・里地里山の意義についての国民の理解を促進し、 ・多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民運動として展開する。 	【説明図】 「行動計画の目的と位置付け」
2) 行動計画の位置付け		<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略を基本として、里地里山における具体的な施策を展開するための実行計画。 ・地方公共団体による里地里山の保全活用施策の立案及び実施のガイドライン。(地域の特性に応じ、生物多様性地域戦略にも考え方を反映) 		
3. 里地里山保全活用の理念		<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山は、我が国生物多様性保全上重要な地域。また、食料・水の供給、防災・生活環境保全、景観、文化の拠り所、人と自然の共生について学び体験する場としても重要。生態系の安定的な存続のため、生態系や自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利用を推進。 ・地域の伝統的な自然共生の知恵に学びつつ、科学的知見に基づく展開を図る。 ・多面的価値を有する里地里山は国民共有の資源(コモンズ)であり、あらゆる立場からの参加と協働により国民全体で支え、未来に引き継ぐ。 	【説明図】 「保全活用行動計画の骨子」	

■ SATOYAMA イニシアティブ

○ 3つの行動指針(アプローチ)	○ 5つの視点
①多様な生態系サービスの安定的な享受のための知恵の結集	①環境容量・自然復元力の範囲内での利用
②伝統的知識と近代科学の融合	②自然資源の循環利用
③新たなコモンズ(共同管理の仕組み)の構築	③地域の伝統的文化の評価
	④多様な主体の参加と協働による自然資源管理
	⑤地域社会・経済への貢献

骨格	項目	内容	備考
4. 保全活用の目標 (目標期間はおおむね10年)	(1) 国民的取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山の価値への幅広い国民理解の向上を図り、保全活用の取組への積極的参加・協力を実現。 そのための体制の整備。 	【説明図】 「保全活用行動計画の骨子」
	(2) 地域の代表的里地里山の保全活用	<ul style="list-style-type: none"> 地域の代表的・典型的里地里山の保全活用を推進 これにより、国土レベルで里地里山の生物多様性保全を実現。 	
	(3) 多様な生態系サービスの発揮と地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山の多面的価値(生態系サービス)が発揮され、地域活性化・地域振興にも貢献。 	
5. 保全活用の基本方針	(1) 各主体の役割分担	【全体の考え方(5. 保全活用の基本方針)】 <ul style="list-style-type: none"> 里地里山は、地域共同体が維持してきた、地域の自然的条件、社会的条件、伝統的文化の所産であり、個別の里地里山の保全活用は、地域の自発的な取組が基本。 一方、里地里山の価値や機能は多様であり、その恩恵は広い範囲に及ぶ。 また、地域の担い手だけでは維持が困難になっており、保全活用にはより広域の、或いは国民全体の支援が必要。 今後の保全活用は、地域住民、NPO、企業、行政など幅広い主体が参加し、力、知恵を結集する国民的運動として進めていくべき。そのための取組基盤の整備を進める。 	【説明図】 「各主体の役割分担」
	1) 国	【全国的な取組基盤整備】 <ul style="list-style-type: none"> 里地里山の意義の国民への普及。 本計画の推進。 里地里山の保全再生に関連する制度や体制の整備等。 【個別地域の取組への支援】 <ul style="list-style-type: none"> 「里地里山保全再生計画策定の手引き」の活用、先進的な取組の紹介、指導者等への研修。 生物多様性保全などの観点からの活動経費等の支援。 【国際的な発信】 <ul style="list-style-type: none"> SATOYAMA イニシアティブの推進。 	
	2) 地方公共団体	【広域的な取組基盤整備】 <ul style="list-style-type: none"> 住民の里地里山の意義に対する理解の促進。 多様な主体による連携・協働を促進するための制度の整備、支援組織の整備、県レベルの推進計画・指針等の策定。 【個別地域の取組への支援】 <ul style="list-style-type: none"> 指導者やボランティアの育成。 里地里山管理の技術・手法の研修。 活動実施マニュアル等の整備。 協定締結等の活動立ち上げや活動実施経費等の助成。 	
	3) 企業	<ul style="list-style-type: none"> 企業のCSR活動の一環として、NPOや行政等と連携し、保全活用の取組に参加。 地球温暖化防止、生物多様性保全等の観点から、経費を助成。 	【参考資料】 5-1 日本経団連生物多様性宣言抜粋
	4) 住民・国民	<ul style="list-style-type: none"> 地域の里地里山への関心を高め重要性を理解。 NPOやボランティアとして、里地里山の保全活用に直接参加。 里地里山製品の購入や寄附などを通して間接的に保全活用を支援。 	
	5) 専門家・研究者	<ul style="list-style-type: none"> 専門の立場から住民等に里地里山の重要性の理解を広げる。 モニタリング等を指導し、生物多様性の観点から取組を方向づけ。 地域における取組のコーディネーターとしての役割も。 	

骨格	項目	内容	備考
5. 保全活用の基本方針【続き】	(2) 連携・協働の促進	<ul style="list-style-type: none"> 従来の個人や共同体による管理が困難になるなかで、里地里山の維持管理を継続するためには、持続性のある労力・資金の確保が必要であり、地域住民、NPO、企業、行政など多様な主体が参画する、連携・協働による保全活用を各地で促進していく必要。 そのためには、既存の制度・枠組みを最大限活用しつつ、関係者間の協定締結、協議会設置等の協働の基盤づくりが必要。地域の特性に応じ、これらの根拠となる制度の整備やコーディネート組織の設置を進める。 広域的な連携の観点からは、企業や国民ひとりひとりの協力も重要であり、幅広い企業や国民の参加・支援の受け皿となる組織、基金等の活用及び整備を進める。 	【説明図】 「連携・協働の促進」
	(3) 地域特性に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山保全活用の取組は、地域の自然的・社会的特性の差異への考慮が必要。 都市地域周辺では、ボランティア活動や自然学習、自然体験などに取り組むNPO、企業、学校等、地元外からの担い手が期待され、これら外部の主体との協働による取組を進めていくことが可能かつ効果的。 中山間地域では、地元住民が主な担い手であり、エコツーリズムや地場産品の活用など地域の産業活動、地域振興と結びついた取組を軸に持続性を確保していく。 また、保全活用の取組にあたっては、自然的・社会的な地域のまとまりごとに代表的・典型的な里地里山の保全活用が図られるよう配慮。 	【説明図】 「地域の特性に応じた対応」
	(4) 生物多様性の観点の反映	<ul style="list-style-type: none"> 専門家の参画による目標設定やモニタリングの実施などにより、取組が生物多様性の保全回復の観点からも効果的なものとなるよう留意 	
	6. 保全活用の進め方		<p>【全体の考え方（6. 保全活用の進め方）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体によるさまざまな目的の取組に共通する横断的課題について、取組の方向性と進め方を示す。
	(1) 国民的取組のための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> 本計画で示す目標、基本方針等の普及・推進。 資金提供の受け皿となる基金、保全活用活動の表彰・認証、生物多様性保全に資する農林産品の推奨制度など国民的参加を促進するための仕組みを整備。 里地里山の価値や重要性の理解を国民全体に広げ、協力を呼びかけていくことを目的に、生物多様性、景観、文化等に関する情報提供、すぐれた里地里山の評価選定等を積極的に進める。 また、自然体験やボランティア活動など国民が里地里山と直接ふれあう機会を拡大。 国民各層の幅広い人々が参加できる全国レベルの連携の場やネットワークを形成。 	<p>【参考資料】</p> <p>6-1① 協働を支える（社）京都モデルフォレスト協会の活動</p> <p>6-1② 三重県「みんなで自然を守る活動」の認証制度</p> <p>6-1③ 豊岡市『コウノトリの舞』農産物生産団体認定制度</p> <p>6-1④ 「守り伝えたい福井の里地里山30」の選定</p>
	(2) 経済的手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> 企業の取組のインセンティブとして、また財源確保にもつなげていくため、経済的手法の活用について検討。当面、地球温暖化対策として導入されている資金メカニズムの活用を検討。 <p>【CO2 吸収源としての評価による管理の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次林については、国や自治体のCO2 吸収源認証制度の活用により、経済的・非経済的インセンティブを高め、間伐等の促進を検討。 <p>【生物多様性上の価値の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な枠組みの下に検討が進められている「日本における里山・里海のサブ・グローバル評価（里山里海SGA）」の展開も考慮しつつ、農林業等人の営みを通じて形成されてきた里地里山における生態系サービスの評価手法等の検討を進める。 	<p>【参考資料】</p> <p>6-2 京都府森林吸収量認証制度</p>
	(3) 持続可能な利用のための伝統的技術の保存、新たな利用技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> モザイク型の土地利用や循環型資源利用・管理手法など、自然条件に応じた伝統的な里地里山利用の知恵を、生物多様性の観点を踏まえて再評価し、現代科学の知見を融合させることにより、地域社会における新たな展開を図る。 バイオマスなど新たな資源利用技術の開発や市場の開拓を進める。 	<p>【参考資料】</p> <p>6-3 民間企業による新技術の導入を中核とした循環型里地里山利用</p>

骨格	項目	内容	備考
6. 保全活用の進め方 【続き】	(4) 里地里山の現状把握とモニタリングの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山の自然的・社会的特性は地域ごとに異なっており、その保全活用はそれぞれの地域の伝統的な自然との共生の知恵を参考としつつ、生物多様性の科学的な理解を踏まえて進めることが必要。 ・このため、全国の里地里山の動向の現状把握を進めるとともに、各地域ではモニタリングとフィードバックによる取組を推進。 <p>【全国の里地里山のモニタリングと評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里地里山保全活用施策の基礎データとして、里地里山環境の分布やその質的变化のモニタリングを継続する。 <p>【保全活用の取組におけるモニタリング等の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の里地里山保全活用の取組では、適切な活動目標や活動手法の設定、継続的なモニタリング、取組結果の点検・見直し等を専門家の協力により推進。 ・保全活用の目標設定やモニタリング評価のよりどころとなる里地里山環境の指標種について、選定の考え方・手法の検討を進める。 	<p>【参考資料】</p> <p>6-4 モニタリングサイト 1000（里地里山サイト）の概要</p>
	(5) 里地里山の特性評価の実施とこれに応じた保全活用の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国土の約 4 割を占める広がりやを考慮すると、里地里山の保全活用は地域の特性に応じた取組対象の設定が必要。その際、地域ごとに代表的・典型的な里地里山の保全活用が図られるよう配慮。 ・このため、自然的、社会的要素を踏まえた地域単位を区分し、生物多様性に加えて多面的機能や社会的条件などから里地里山の特性評価を行うことを検討する。 ・また、里地里山の一部について、自然の遷移を基本として公益的機能を維持・発揮できる森林への移行を促進させる管理の手法、またこれらの対象とするエリアの設定方法についても検討を進める。 	<p>【参考資料】</p> <p>6-5 保全地域を対象とした「東京グリーンシップ・アクション」</p>
	(6) 地域レベルでの取組基盤の整備	<p>【全体の考え方（6.（6）地域レベルでの取組基盤の整備）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里地里山の保全活用の基本は、それぞれの地域での自発的な取組。多様な主体が参加・協働する取組が内発的に進められるよう、既存制度の活用等を含め、地方公共団体等による取組基盤整備に対し必要な支援を行っていく。 	
	1) 協働と持続性確保のための枠組み・体制の整備	<p>【協定等の締結促進—新旧担い手間の信頼関係と活動の持続性の担保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の地域における「地権者・地元共同体」と「活動団体・企業等」との協定、或いは「行政」が協定に加わったり、二者の協定を認定する枠組みづくりを促進し、関係者間の信頼関係や活動の継続性を担保。 <p>【多様な関係者の協働のための場—協議会等—の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な関係者の参加と協働による取組を進めていくため、事業計画の策定、各主体による事業の連携、調整などについて話し合う協議会等の場づくりを進める。 <p>【保全活用の目標や取組方法を定めた計画等の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による取組を円滑に進めるため、関係者の参加のもとに取組の目標、事業計画、役割分担等を定めた推進計画等の策定を促進する。 	<p>【説明図】</p> <p>「連携協働の促進」</p> <p>【参考資料】</p> <p>6-6-1 秦野市における多様な関係者の協働のための活動協定、地域戦略、協議会等</p>
	2) 地域の自発的取組を促す支援体制の強化	<p>【費用・機材等の助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動立ち上げ段階での基盤づくりや資機材の準備などについて必要な助成措置を講じていく。 <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例の紹介や研修などにより、地域で指導者・コーディネーターとなりうる人材の発掘と育成を図る。・また、里山整備、環境学習、生物モニタリング等の技術・手法に関しても、実務家や専門家による指導・研修などの取組を進める。 <p>【支援のための安定的財源の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の取組が持続できる安定的財源の確保の方策について検討する。 	<p>【参考資料】</p> <p>6-6-2① 「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」</p> <p>6-6-2② 里山ボランティアマスター講座等の開催</p> <p>6-6-2③ 「水と緑の森づくり税」による里山林の整備</p>

骨格	項目		内容	備考
		3) 広域的な枠組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・個別地域での取組の基盤として、より広域的なレベルでの取組基盤整備を進める。 【保全活用の枠組みとなる制度整備や計画等の策定】 ・関係者間の協定締結、計画づくり、助成などに関する条例等の制度的な仕組みの整備を進め、協働による取組を支援する。 ・里地里山の保全活用の目標・方針等を示した広域的な推進計画等の策定、これらの生物多様性地域戦略への盛り込みなどにより、幅広い主体による取組を促進する。 【コーディネート組織の整備】 ・地権者と活動団体・企業とのマッチング、技術指導・研修、企業等の資金の受け入れと助成など、さまざまなニーズに柔軟に対応し、これらのサービスや機能を総合的に提供するコーディネート組織の設立運営を促進する。 	<p>【参考資料】</p> <p>6-6-3① 里地里山保全活用に関連する都道府県の条例や施策</p> <p>6-6-3② 千葉県の里山条例と里山基本計画</p> <p>6-1① 協働を支える（社）京都モデルフォレスト協会の活動【再掲】</p>
7. 国による保全活用施策	(1) 自然環境・野生動物植物の保護・管理		検討中	
	(2) 森林・緑地の保全・整備		検討中	
	(3) 農林業の場としての維持・保全		検討中	
	(4) 景観・伝統文化の保全及びツーリズム資源としての活用		検討中	
	(5) 新たな資源としての活用		検討中	
	(6) 環境教育・自然体験の場としての活用		検討中	